

## (仮称)野洲市民病院整備運営評価委員会専門部会の設置について

(仮称)野洲市民病院整備における基本設計業務及び運営、経営システムの構築業務等について、より専門的な見地から効率的かつ効果的に検討・審査を行うため、評価委員会に専門部会を設置した。

## (仮称)野洲市民病院整備運営評価委員会

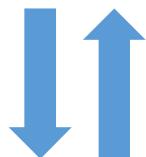
## ◆所掌事項

- ①基本設計、実施設計及び建築工事に関するものの鑑定及び評価
- ②医療機器整備に係る計画に関するものの鑑定及び評価
- ③病院の運営に係る計画に関するものの鑑定及び評価
- ④その他、市長が必要と認める事項

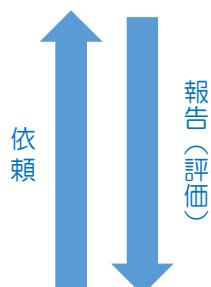
## ◆委員 (◎: 委員長)

- 学識経験者 ◎滋賀医科大学 塩田学長(医療)  
 京都大学 福山特任教授(医療)  
 京都大学 今中教授(医療経済)  
 立命館大学 及川教授(建築)  
 滋賀県立大学 白井准教授(建築)
- 医療関係者 滋賀県看護協会 廣原会長  
 守山野洲医師会 福田会長  
 御上会野洲病院 岡田病院長
- その他市長が必要と認める者  
 野洲市自治連合会 竹内会長  
 野洲市社会福祉協議会 水谷次長  
 野洲市健康推進連絡協議会 懸戸会長  
 野洲市介護者家族の会 青木会長

病院整備事業における基本設計等に関して、より専門的な見地からの検討・審査を行う



検討・審査が終了したとき、又は評価委員会委員長が求めるときは、その結果又は経過を評価委員会に報告



## ◆所掌事項

上記①②について、専門的に検討・審査

## ◆部会員(若干名)

学識経験者、医療関係者の区分から委員長の指名

(仮称)野洲市立病院整備運営評価委員会設置要綱 (平成27年野洲市告示第157号) 新旧対照表

改正前	改正後
<p>○ <u>(仮称) 野洲市立病院整備運営評価委員会設置要綱</u> (設置)</p> <p>第1条 <u>(仮称) 野洲市立病院の整備事業</u> (以下「病院整備事業」という。)における設計及び建設工事に関すること、医療機器整備に係る計画に関すること並びに運営に係る計画に関することについて、学識経験者等による鑑定及び評価を行い、病院整備事業の最適化を図るため、<u>(仮称) 野洲市立病院整備運営評価委員会</u> (以下「評価委員会」という。)を設置する。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 評価委員会は、次に掲げる事項を所掌する。</p> <p>(1) 病院整備事業における基本設計、実施設計及び建設工事に関するとの鑑定及び評価</p> <p>(2) 病院整備事業における医療機器整備に係る計画に関するとの鑑定及び評価</p> <p>(3) 病院整備事業における病院の運営に係る計画に関するとの鑑定及び評価</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 評価委員会は、委員<u>11人</u>以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) 医療に関する学識経験者</p> <p>(2) 建築に関する学識経験者</p>	<p>○ <u>(仮称) 野洲市民病院整備運営評価委員会設置要綱</u> (設置)</p> <p>第1条 <u>(仮称) 野洲市民病院の整備事業</u> (以下「病院整備事業」という。)における設計及び建設工事に関すること、医療機器整備に係る計画に関すること並びに運営に係る計画に関することについて、学識経験者等による鑑定及び評価を行い、病院整備事業の最適化を図るため、<u>(仮称) 野洲市民病院整備運営評価委員会</u> (以下「評価委員会」という。)を設置する。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 評価委員会は、次に掲げる事項を所掌する。</p> <p>(1) 病院整備事業における基本設計、実施設計及び建設工事に関するとの鑑定及び評価</p> <p>(2) 病院整備事業における医療機器整備に係る計画に関するとの鑑定及び評価</p> <p>(3) 病院整備事業における病院の運営に係る計画に関するとの鑑定及び評価</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 評価委員会は、委員<u>15人</u>以内で組織する。</p> <p>2 評価委員会の委員 (以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) 医療に関する学識経験者</p> <p>(2) 建築に関する学識経験者</p>

改正前	改正後
<p>(3) 医療経済に関する学識経験者            (4) 病院整備事業に関する機関の関係者            (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者</p>	<p>(3) 医療経済に関する学識経験者            (4) 病院整備事業に関する機関の関係者            (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者</p>
<p>3 委員の任期については、市長が委嘱するときに別に定める。            (委員長)</p>	<p>3 委員の任期については、市長が委嘱するときに別に定める。            (委員長)</p>
<p>第4条 評価委員会に委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。</p>	<p>第4条 評価委員会に委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。</p>
<p>2 委員長は、会務を総理し、評価委員会を代表する。            (会議)</p>	<p>2 委員長は、会務を総理し、評価委員会を代表する。            (会議)</p>
<p>第5条 評価委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。</p>	<p>第5条 評価委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。</p>
<p>2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求める、意見を聴くことができる。</p>	<p>2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求める、意見を聴くことができる。</p>
<p></p>	<p><u>（専門部会）</u></p>
<p></p>	<p><u>第6条 委員長は、第2条第1号又は第2号に掲げる事項について、専門的な見地から調査又は審議をするため、評価委員会に専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。</u></p>
<p></p>	<p><u>2 部会は、部会員若干名をもって組織し、部会員は、委員のうちから委員長が指名する。</u></p>
<p></p>	<p><u>3 部会に部会長を置き、部会員のうちから委員長が指名する。</u></p>
<p></p>	<p><u>4 前条の規定は、部会における会議について準用する。この場合において、同条第1項中「評価委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、同条第2項中「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。</u></p>
<p></p>	<p><u>5 部会長は、部会の調査若しくは審議が終了したとき、又は委員長が</u></p>

改正前	改正後
<p>(庶務)</p> <p><u>第6条</u> 評価委員会の庶務は、<u>政策調整部企画調整課地域戦略室</u>において行う。</p> <p>(その他)</p> <p><u>第7条</u> この告示に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>	<p><u>求めるときは、その調査若しくは審議の結果又は経過を評価委員会に報告しなければならない。</u></p> <p>(庶務)</p> <p><u>第7条</u> 評価委員会の庶務は、<u>政策調整部地域戦略課</u>において行う。</p> <p>(その他)</p> <p><u>第8条</u> この告示に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>付 則</p> <p>この告示は、平成28年 月 日から施行する。</p>